

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和7年9月19日(金) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 ひさなが委員長・江原健二副委員長・田村継委員・尾崎貴夫委員・
橋本憲治委員・綾城美佳委員・岩藤睦子委員・林哲也委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
9月定例会本会議(9月12日)から付託された事件(議案11件)
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 散会 午前11時07分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和7年9月19日

文教厚生常任委員長 ひさなが 信也

記録調製者 岡本 功次

— 開会 9:30 —

ひさなが委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 11 件について審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。

はじめに、議案第 2 号「令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 5 号「令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:32 —

— 再開 9:33 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第 4 号「令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:34 —

— 再開 9:34 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第 14 号「長門市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

尾崎委員 ちょっと基本的なことをちょっとお伺いします。議案第 14 号の参考資料の一番下、その他に、特定地域型保育事業所等を実施する事業者はいないと説明で書かれていますが、この特定地域型保育事業等をちょっと説明してもらえますか。

保育班長 特定地域型保育事業とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業など、少人数を対象とした保育サービスを提供する事業であります。地域の実情やニーズに応じて多様な保育サービスを提供することを目的としたものでございます。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、議案第 14 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 15 号「長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願

いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

尾崎委員 こちらもちょっとお聞きしたいんですけれども、家庭的保育事業等と書いてありますけど、そちらの説明をお願いします。

保育班長 家庭的保育事業等とは、先ほどお答えしました特定地域型保育事業と同義でございます。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことを指しております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 15 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 16 号「長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:39 —

— 再開 9:41 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第 6 号「令和 7 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 補足説明は特にございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行いま

す。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 7 号「令和 7 年度長門市下水道事業会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 それでは、議案第 7 号に対する補足説明をさせていただきます。今回の補正は、収益的収支予算及び資本的収支予算の支出については、人事異動に伴う人件費の予算調整であり、また令和 4 年度から令和 8 年度にかけて委託しております東深川浄化センター等包括的維持管理委託(第Ⅱ期)において、昨今の賃金・物価上昇により令和 5 年度に行いました変更契約の委託料額と実態に乖離が生じたため、契約書第 34 条(賃金又は物価の変動に基づく委託料額の変更)の規定に基づき受注者側から委託料の変更請求に係る協議申出書が提出されたため、労務単価と薬品単価の実態を調査のうえ変更契約に必要な予算を計上するものです。なお、収入については、収益的収入では補正額に応じた一般会計補助金を調整し、資本的収入については、一般会計出資金を調整したものであります。このほか、東深川浄化センター等包括的維持管理業務(第Ⅱ期)の限度額を増額することから債務負担行為を補正するほか、同業務が令和 8 年度で終了することから、東深川浄化センター等包括的維持管理(第Ⅲ期)発注者支援業務を行うため債務負担行為を設定することとしております。

ひさなが委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村継委員 この議案第 7 号について、質問させていただければと思います。ページ数、メモをさせていただいてはいるんですけども、もし不手際があって間違ったページ数を申し上げたときは謝罪させていただきますので、よろしくお願いします。では、まず補正予算書 4 ページの資本的収入及び支出の公共下水道建設費、マイナスで 551 万 8,000 円ほど計上されていらっしゃると思いますが、これは工事の縮小などではなく、先ほどおっしゃられた人件費の削減によるものと解釈してよろしいでしょうか。

管理課長 今問い合わせの建設改良費につきましては、人件費の補正によるものでございます。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

田村継委員 では、続けさせていただきます。今度は 9 ページのほうをちょっと。包括的維持管理委託業務ですね。こちらのほうで、委託料、物価高騰による増加ということで、委託料が増加したと思うんですけども、これは人件費によるものや薬剤費によるものか、そういったものを、内訳がもしわかればお願いできますか。

処理施設班長 割合といたしましては、そのほとんどが人件費の上昇によるものと考えております。

ひさなが委員長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかに、ご質疑はございませ

んか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号「令和6年度長門市水道事業剰余金の処分について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 それでは、議案第8号について補足説明をさせていただきます。今回の剰余金処分につきましては、次の議案第9号の「令和6年度長門市水道事業会計決算」の6ページの下段にある「令和6年度長門市水道事業剰余金処分計算書」と同様の内容となっておりますが、これは令和6年度水道事業会計の補填財源として取り崩した減債積立金4,137万7,556円が未処分利益剰余金に振り替えられたことから、現金の裏付けがなく補填財源として使用できない未処分利益剰余金を適切に区分するため、同額を資本金に組み入れるという利益の処分行為、及び令和6年度末決算での未処分利益剰余金の合計額8,403万54円全額を今後の企業債の償還金に充てさせていただくため、減債基金に積み立てを行うという利益の処分行為につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

ひさなが委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号「令和6年度長門市水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 第9号議案に対する補足説明をさせていただきます。それでは、お手元の決算書により補足説明をさせていただきます。はじめに「収益的収入及び支出」の状況につきまして、5ページの損益計算書により説明いたします。この損益計算書は、健全な経営がなされているかを判断するもので、課税対象となる費目の決算額は、すべて消費税抜きで計上されています。営業収益は、5億2,325万2,902円で、総収益の約74パーセントを占める給水収益は、5億1,693万6,872円となり、前年度に比べ約744万円の減収となりました。給水収益の減収の要因としましては、給水人口及び給水戸数の減少によるものです。また、営業外収益は、1億7,373万4,474円となり前年度に比べ約2,405万3,097円の増収となりました。増収の主な要因は、他会計補助金の増加によるものです。一方、営業費用は、物価高騰による影響を受け、5億6,647万5,444円となりました。また、営業外費用では、企業債支払利息等として4,554万6,037円支出しました。その結果、収入額6億9,698万7,376円に対し、支出額6億1,202万1,481

円で、経常利益は 8,496 万 5,895 円となり、これに債権の放棄等による特別損失 93 万 5,841 円を差し引き、8,403 万 54 円の当年度純利益となりました。次に、「資本的収入及び支出」の状況につきまして、26 ページの資本的収支明細書、消費税込みにより説明いたします。資本的収入は、建設改良工事の財源として企業債、工事分担金、国庫補助金、一般会計出資金等により総額 5 億 858 万 7,975 円を受け入れました。一方、資本的支出は、建設改良費、企業債償還金として総額 8 億 5,593 万 548 円を支出いたしました。この資本的支出の建設改良費は、水道施設の更新、改良等により新たな資産を形成し、その効果が将来の収益に対応するもので、完成の翌年度から耐用年数に応じ配分した額を収益的支出の減価償却費として計上することとなります。令和 6 年度に実施した主な工事は、14 ページ、15 ページに建設改良工事の概況として掲載しておりますが、これらの工事は、有収率の向上と安心安全な水道水の供給を目的として実施しており、湯本浄水場の更新工事を完了したほか、三ノ瀬・四ノ瀬地区への給水管新設工事をはじめ、老朽化した配水管の布設替工事を行ったほか、取水・浄水施設において、深川川河口堰の改修工事や下郷浄水場高圧受電設備移設工事、送水ポンプの取替工事等を行うとともに、昨年度に引き続き、日置地区の水源対策工事を行っているところでございます。なお、資本的収支において不足する額 3 億 4,734 万 2,573 円につきましては、損益勘定留保資金等を取り崩して補填いたしました。また、27 ページに有形固定資産の明細として、令和 6 年度に実施しました建設改良事業等による資産額の増加、減少の状況をお示ししております。

ひさなが委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

尾崎委員 上水道について少しお伺いします。令和 6 年度長門市公営企業会計決算意見書の 3 ページ、年間総配水量と年間有収水量の対比である有収率は 76.1 パーセントと前年度比 3.8 ポイント上昇しておりますが、この上昇の要因についてお伺いします。

水道班長 有収率が上昇した主な要因は、漏水調査及び修繕による漏水量の減少によるもので、具体的には、令和 5 年度の漏水調査で特定した国道 191 号横断部の配水管布設替えを令和 6 年 1 月に実施したことにより、日漏水量約 500 立米が減少し、年間換算すると約 18 万立米の漏水量を削減し、さらに令和 6 年度で約 14 万立米削減したことが主な要因でございます。また、日常の配水量を監視することで、エリアを絞った積極的な漏水調査、修繕の計画的かつ戦略的な実施により、有収水量の減少以上に漏水量を抑制したことが令和 6 年度の結果として現れたものと分析しております。なお、漏水量の抑制は、職員の努力のみではなく、市民皆様の漏水通報や、休日や夜間に修繕対応していただく水道業者の協力のもとに成り立っていることを念頭に、引き続き漏水防止に取り組んでまいりたいと考えております。

尾崎委員 次、伺います。決算審査意見書 6 ページの下、施設利用状況について。令和 6 年度の施設利用率が 66.6 パーセントになっております。人口減少に伴い、今後給水人口が減っていくことを鑑みて、施設の規模についてどういう見通しを持たれているのか、

お伺いします。

浄水施設班長 水道事業につきましては、今後の人口等給水量の減少により料金収入は減少することが見込まれており、管路施設及び浄水場施設の更新にあたっては、将来の水需要予測を踏まえた施設規模のダウンサイジングや再編等を検討しております。具体的には、管路施設の布設替え等を計画する際は、工事発注に先立ち、必要な配水流量と水圧から管網計算の実施により水の流れをシミュレートし、将来的な水需要を考慮した最適な口径、材質を選定して事業費を抑制しているところでございます。浄水施設につきましては、給水区域や給水人口を総合的に判断して、効率の良い施設運用を行うためのダウンサイジングや施設の統廃合を検討しております。

尾崎委員 次に、令和 6 年度水道事業決算書 23 ページ、第 2 目、配水及び給水費、委託料 1,655 万 3,110 円について、委託料の中には漏水調査業務を行っていますが、令和 6 年度の調査状況並びに調査結果についてお伺いします。

水道班長 令和 6 年度の漏水調査業務は、専門調査業者による路面調査を約 17 キロメートル、検針員による新技術である量水メーターの漏水ノイズ音調査を約 6,100 件実施しております。調査の結果、調査専門業者による委託では 21 か所の漏水を発見し、日当たり漏水量 460 立米、また検針員による委託では 20 か所の漏水を発見し、日当たり漏水量約 300 立米の漏水を抑止することができました。また、漏水調査の結果を基に漏水修繕を迅速に行っております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございません。

田村継委員 では、尾崎委員の関連で質疑させていただきます。有収率 76.1 パーセントに対して施設利用率は 66.6 パーセント、最大稼働率が 74.5 パーセントということで低下していると思いますが、その要因は何と分析されているのか。また、漏水、不明水、そういったものの削減のためにこういった KPI を設けているのか、もしお持ちであればお示しいただけますか。

浄水施設班長 施設利用率は、施設能力、配水能力に対する平均配水量の割合で算定します。また、最大稼働率は、施設能力、配水能力に対する最大配水量の割合で算定しております。施設利用率及び最大稼働率が低下した要因は、有収率の向上に伴い平均最大配水量が減少したことによります。今後は、長門市水道事業経営戦略でお示いたしました、令和 16 年度に有収率 80.1 パーセントを目標とし、有収率の低下の原因となる漏水量を減らすため、老朽管の更新及び水道監視システムにより、使用水量の少なくなる夜間の配水流量をエリアごとに細かく確認を行い、漏水の早期発見と早期修繕に努めてまいります。

田村継委員 続けて質問させていただきます。有収率 76.1 パーセントに向上したとのことですが、これに費やした修繕費とか調査費とかも含まれて、どのように上下水道局のほうでは認識されていらっしゃるのか、どのように効果があったのかを、ちょっとお示しするのがありますか。

ひさなが委員 どなたかお答えできますか。田村委員、もう一度質問をお願いします。

田村継委員 すみません。有収率が 76.1 パーセントに上昇したと思うんですけども、それに費やした修繕費とか調査費とかを踏まえて、使われた費用に対して費用対効果をどのように検証していらっしゃるのか、考えがあればお示し願えますでしょうか。

管理課長 費用対効果につきましては、なかなか漏水調査というのは、うちの水道事業では全部道路の中に入っているわけでもなくて、山の道の中とかに入っていたりします。なので、なかなか費用対効果というのは薄いんですけども、その辺りは職員の人力によって漏水発見に努めておりますし、ある程度効率的の良い路面調査とかについては業者委託するなどして、費用対効果がなるべく改善できるようにはしておるところでございます。あと、漏水修繕の費用につきましては、一応、漏水発見数はかなり多いんですけども、やはりうちの経営状況上、なかなかいくらでも漏水の修理をするというのができないものですから、年間多くてもちょっと、業者さんとかもいらっしゃる関係で、あまり修繕費用についてはそんなに増減はない状況ではございます。

尾崎委員 令和 6 年度水道事業決算書 26 ページ、資本的収支明細書について、資本的収支明細書の第 1 項「建設改良費」の第 1 目「配水管費」の工事請負額の決算額は 1 億 1,302 万 5,055 円となっておりますが、このうち老朽管の布設替工事はいくらで、執行内容について伺います。また、当初予算の段階で実施予定だった改良工事は、予定どおり事業実施できているのか実情をお伺いします。

水道班長 令和 6 年度の配水管費 1 億 1,302 万 5,055 円のうち、老朽管の布設替え工事は 7,689 万 5,500 円でございます。また、当初予算で実施予定の 5 件の配水管布設替工事の執行状況につきましては、4 件は執行しましたが、県道久津小田線の道路改良工事の県の予算が付かず、1 件が未執行となりました。なお、管路の耐震化を促進させる必要性から、優先順位の高いその他 3 件の布設替工事を追加実施したところでございます。

尾崎委員 関連してなんですけれども、第 1 目「配水管費」の工事請負費では、三ノ瀬地区配水管布設工事等を行われておりますが、こちらの実施状況をお伺いします。

水道班長 三ノ瀬地区の配水管布設工事につきましては、令和 6 年度から令和 9 年度の 4 か年を計画しております。令和 6 年度は、国道 316 号他 1 路線配水管布設工事と市道四ノ瀬地区配水管布設工事の 2 件の布設工事により、延長約 420 メートルの配水管を布設し、給水施設が 1 件供用開始されております。また、令和 7 年度の工事は、6 月に工事業者が決定し、現在鋭意工事中であり、事業及び工事は計画どおりの進捗となっております。

尾崎委員 資本的収支明細書、26 ページの第 1 項「建設改良費」の第 6 目「水源開発費」では、日置地区真口新水源調査業務等の委託料として 369 万 720 円となっておりますが、事業の実施状況について伺います。

浄水施設班長 事業としましては、近年の異常気象の影響で毎年のように渇水状況となる日置地区の渇水対策として、真口新水源候補地調査・解析業務及び国庫補助事業再評価資料作成業務を行いました。真口新水源候補地調査・解析業務については、日置

地区の主要浄水場であります日置浄水センター付近 100 メートルの範囲で電気探査、解析業務を行い、ボーリングさく井箇所を決定しました。国庫補助事業再評価資料作成業務については、上下水道局が採択を受けています水道水源開発施設整備事業において、5 年に 1 度再評価を受ける必要があり、令和 6 年度が 5 年目に当たることから作成業務を行い、評価委員会に諮り事業継続の評価を受けております。

田村継委員 では、経年劣化率に関連してちょっとお伺いさせていただきます。管路経年劣化率が 37.2 パーセントに対して更新率は 0.36 パーセントですかね。単純計算で約 290 年前後、もし全部直すとしたら、ちょっとあり得ない数字ではあるんですけども、それで改善されるところは、こういったところを優先的にされていくのか、今現在取り組まれているところがあればお教え願えますか。

浄水施設班長 管路の更新につきましては、急所施設、断水等を伴うと、主要な施設、病院等があるところとか、老朽管、布設年度が古いものに関して漏水発生率が多いところから順次計画をしております。

田村継委員 ちなみに、その漏水発生率が多いというところは、具体的にこういった場所なんですかね。

水道班長 漏水発生が高いところにつきましては、主に VP 管、ポリエチレン管等の、耐震性能を有しない管及び経年管、年代が古い管が主な要因となっております。

田村継委員 例えば、何年以上したらもう替えていかなければいけない、そういった基準とかはあるものなんでしょうか。ちょっとわからないので、お教え願えれば。

水道班長 管の布設替えにつきましては、経年管が 40 年以上、老朽管が 60 年以上という規定がございますが、必ずしも 40 年経った、60 年経ったからといって壊れるわけではございません。それは、地質、地形条件や、化学的反応等による劣化要因、その他施工の品質等様々な要因が、劣化する原因となっております。なので、VP 管など、劣化、壊れやすいものを必ずしもすぐに替える必要はなく、壊れやすい管、つまり事故歴が多い管を、私どもは集中的に修繕を行うことで、漏水の発生を極力抑えるように、限られた費用で行っているというような状況でございます。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

尾崎委員 決算意見書 17 ページ、未収金の状況についてちょっとお伺いします。令和 5 年度、6 年度のそれぞれ執行停止となっている総数と、そのうち年度内に新たに執行停止となった数についてお伺いします。

サービス班長 令和 6 年度末の執行停止、水道料金の徴収停止について、累計件数は 979 件、金額は 831 万 9,155 円となっております。うち、令和 5 年度の執行停止は 164 件、金額は 558 万 1,434 円、令和 6 年度は 113 件で 59 万 1,126 円となります。

尾崎委員 その未収金についての対応、アプローチをどう考えられているか、お願いします。

サービス班長 上下水道局において、債権管理について、督促、催告、滞納処分までの一連の流れをルーティン化し、納期ごとに順次対応しているところです。徴収にあたって

は、現年度分の納期内納付を促すことで、新たな滞納や未収金の繰越しが生じないように努めています。また、適時、催告書等による納付勧奨や納付相談を行うことで、計画的な納付計画による確実な納付を求めていくこととなります。それでもなお残った未収金対策として、水道料金と下水道使用料が一括徴収となっているため、基本的には水道の停水を理由として納付を促す徴収対策をとっております。

尾崎委員 水道の未収金についての業務は大変だと思いますけれども、水道は重要なインフラであり無理な徴収は良くないと。1人1人に真摯に向き合って丁寧な対応をお願いしたいと思いますが、その辺のその姿勢について、ちょっとお伺いしていいですか。

管理課長 それでは、徴収対策のほうについてお答えいたします。原則、うちの使用料につきましては、はじめ、基本的には督促を送らせていただきます。それでもなおかつ入らない場合、先ほど申しましたように催告という段階になるんですけども、相手方の支払能力とかというのは、なかなかうちのほうでは把握できない部分もありますので、一旦は新しく滞納された方と言いますか、そういった方には一応基本的には接触するように心がけております。それで、接触して、なおかつ支払い能力等を勘案して、それでも支払っていただけない場合というのは、うちのほうも給水停止というふうな段階を取らせていただいております。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか、

田村継委員 では、続きまして、水道決算書 5 ページをお伺いさせていただければと思います。令和 6 年度の純利益が 8,403 万円で、営業損失がマイナス 4,322 万 2,542 円となっていると思うんですが、これは人口減少や燃料高騰などがあると思うんですが、料金の改定率とかも踏まえまして、動力費、固定費などを含めまして、なぜこのような原因になったのかを、どのように分析されていらっしゃるのかをお教え願えますか。

総務班長 公営企業である水道事業は、利用者の料金を持って事業運営する独立採算制が原則ですが、広範囲に及ぶ水道管や浄水場の維持を行う非効率な事業環境にある本市では、営業費用が営業収入より高くなってしまいます。水道料金のあり方、適正な料金水準の設定についてこれからも検討して、必要に応じて料金改定を行う予定です。令和 16 年度には、営業収益が約 4,200 万円になるように経営戦略において計画しているところです。

田村継委員 では、関連ではないんですけども、ちょっとなかなか黒字になりにくい。赤字が出るのはしょうがない事業だとは認識しているんですけども、一般会計の補助金のほうから 2,653 万円ほど繰り入れているんですね。この金額の妥当性というのは、どのように検証されていらっしゃるのか。また、この依存していらっしゃるのをですね、今後どのように改善策を図っていくのか、もしお考えがあればお示しいただけますか。

管理課長 一般会計からの補助金が 2,653 万 4,725 円増加した理由につきましては、令和 6 年度より繰入基準の見直しを行ったところでございます。油谷地区につきましては、給水人口が 5,000 人未満となったことによる、いわゆる簡易水道事業相当であることから、簡易水道事業とした場合の減価償却費相当額の 2 分の 1 を補助対象とし、三

隅、日置地区については、元々は簡易水道事業であったため、上水道事業の統合後の建設資産の減価償却相当分を補助対象としたことにより他会計補助金が増加しました。水道事業のうち簡易水道事業につきましては、一般会計が負担すべき経費があり、そのため、経営戦略においても、令和 16 年度の他会計補助金の水準というのは、見直しを行わない限りは今のような状況になってくるものと思っております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。

岩藤委員 1 点だけ確認させてもらいたいんですけど、水道事業会計決算書 12 ページでございますが、管路更新率について過去 5 年間の推移が示されております。令和 4 年度 0.59 パーセント、これは湯本浄水場の更新といった大型案件に注力され、管路の更新比率が令和 3 年と比較し下がっていると思うんですが、令和 5 年 0.3 パーセント、令和 6 年が 0.36 パーセントとさらに下がっております。この理由について、お伺いいたします。また、これからの計画についてもあればお伺いしたいと思います。

水道班長 湯本浄水場の更新工事は、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 か年は債務負担行為により浄水施設の機械・電気設備の更新を行いました。特に、令和 5 年度及び令和 6 年度における機械・電気設備工事費は、令和 4 年度と比較して高額となっているため、管路の更新工事に十分な予算を確保することができず、管路の更新率が低下した要因となっております。今後の更新計画につきましては、人件費及び建設資材の高騰、原材料の入手が困難である情勢ではございますが、限られた予算の中で、災害が発生した時に特に重要となる路線や漏水のリスク、修繕履歴が多い管路を重点的に更新し、効率的かつ効果的な更新を行ってまいります。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。

田村継委員 監査意見書のほうに戻らせていただければと思うんですが、監査意見書 15 ページに、今後の債務負担の増加が要注意というところを書いてあると思うんですが、企業債残高が非常に多くて、令和 6 年度末の残高が 38 億円で、令和 16 年度には 33 億円に抑制するという計画があると思うんですが、この年度ごとの目標と言いますか、KPI がありましたらお教え願えますか。

管理課長 この企業債残高を抑制する計画につきましては、先ほど委員がおっしゃられましたように、経営戦略によって令和 6 年度が 38 億円、令和 16 年度には 33 億円という目標を立てております。この細かな内訳につきましては、経営戦略の中の一番最後に投資財政計画というのを付けさせていただいております。その中で、毎年借りる企業債でありますとか、毎年返す償還額というのをその中に年度ごと細かく載せております。この辺で、令和 8 年度以降につきましては、一応、借入額よりも償還額のほうが多くなるような計画にさせていただいているところでございます。これを基に、令和 16 年度時点では 33 億円程度になる見込みとなっております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。

林委員 私からちょっと 1 点ほど。決算付属書類の 26 ページの資本的収支明細書の支出の部の第 6 目「水源開発費」についてお尋ねいたします。これは令和 6 年 3 月補正で、

本市の実質的な負担割合で 0.7 パーセント相当の 177 万 1,000 円を追加して、決算額が 711 万 8,994 円というふうになっております。それで、この県営の大河内川ダム事業について、令和 6 年度の事業実績、それから全体事業量の進捗率、そして次年度の事業見通しについてお尋ねをいたします。

浄水施設班長 令和 6 年度の大河内川ダム建設事業費は、約 10 億 300 万円で、進捗率は約 61.1 パーセントです。令和 6 年度までの事業費は、約 146 億 8,000 万円です。事業内容としまして、流量観測、水質調査、環境調査、地質調査等の業務及び付替県道工事、一部市道付替工事、橋梁工事 4 橋、坂水造成工事になります。次年度としまして、令和 7 年度の事業見通しですが、事業費は約 7 億 3,000 万円で、事業内容としまして、付替県道工事、一部市道付替工事、ダム本体の実施設計業務等を行われる予定と伺っております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。

田村継委員 給水原価率をお伺いできればと思います。給水原価率が 174.06 円／ m^3 で、対して供給単価が 154.38 円で、料金回収率っていうんですかね、これが約 88.7 パーセントになっていると思うんですが、令和 8 年度、令和 12 年度、令和 16 年度、料金改定をされると思うんですけれども、これによってどれぐらいまでの回収率が改善されるのか、お見通しがあればお教え願えますか。

総務班長 長門市水道事業経営戦略において、令和 16 年度に料金回収率を公営企業本来の姿である 100 パーセントに引き上げることを経営目標としています。料金体系の見直しについては、経営戦略上、令和 8 年度に平均 20 パーセント、令和 12 年度と令和 16 年度にそれぞれ平均 15 パーセントの料金改定を見込んでいるところです。また、未収対策として、引き続き下水道使用料と一体的な徴収対策に取り組み、督促・催告・停止予告などを継続していくことで収納率の向上を図ります。費用としましても、施設の更新、耐震化を進める中で、投資の最適化、平準化を進め、投資費用を圧縮するとともに、経営の効率化を図ることで、事業運営にかかるトータルコストの削減を目指していきます。

管理課長 若干、補足説明させていただきます。これを行うことによりまして、料金回収率につきましては、令和 11 年で 96.7 パーセント、令和 16 年で 100 パーセントを目指しているところでございます。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はありませんか。

橋本委員 ちょっと稚拙な質問しますけど、5,000 人未満となった油谷地区が、5,000 人未満となったことで簡易水道事業とありましたよね。簡易水道事業と一般的な水道事業というのは、国の補助的に見て、どちらのほうか補助金はいただけるんですか。

管理課長 簡易水道事業のほうか経営的にはちょっと厳しいっていう面もございます、未普及対策ですとか色々、国庫補助については簡易水道事業のほうか若干多いような状況になっております。

橋本委員 もう 15 年もしたら、多分長門市が 2 万人を切ると思うんですよね。そうした

時に、この今、旧長門市は水道事業だと思うんですよ。でも、これが簡易水道になれば、長門市全体が簡易水道になるというわけなんですよ。そういうことじゃないんですかね。2万人を切ったら、油谷・三隅・日置が、例えば1万5,000人、5,000人、5,000人、1万5,000でしたら。長門市も1万人ぐらいになると思うんですよ。——ああ、1万人ならええのか。いずれは簡易水道になる可能性は高いということですよ。

ひさなが委員長 簡易水道になる可能性が高いかどうかを質疑されているということではないですか。

橋本委員 それについて、ちょっと一言お願いします。

管理課長 長門市は、今、俵山地区を除いた長門市、旧三隅・日置・油谷地区、全部合わせての上水道になっておりますので、全体で5,000人を切るというのはなかなか難しいのかなというふうには思っております。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はありませんか。

田村継委員 すみません、あちこち行ったりして申し訳ない。水道決算書3ページ、資本的収支不足は、令和7年度3.0億円で、令和8年度3.5億円、令和9年度が4.0億円と、減債基金・留保資金の年度末残高の推移と、補填方式は何年度まで継続することができるのか、その資金枯渇後に代替財源があればお願いします。

管理課長 長門市水道事業経営戦略において、資本的収支不足は、令和7年度は3億466万8,000円、令和8年度は3億4,954万9,000円、令和9年度が4億863万6,000円を想定しており、留保資金である減価償却費や資産減耗費の現金支出を伴わない支出から長期前受金などの現金収入を伴わない収入を差し引いた額を、令和7年度では2億7,120万4,000円、令和8年度2億5,893万8,000円、令和9年度で2億5,830万1,000円と想定しております。ほかには、利益剰余金を減債積立金として積み立てた額や消費税資本的収支調整額などが補填財源として想定されているところです。地方公営企業については、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと地方公営企業法に示されているところであります。事業活動の継続が困難とならないよう、経営健全化に向けて努めてまいりたいと思っております。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はありませんか。

田村継委員 今度は12ページ。浄水施設の耐震化率39.4パーセントを達成した次のターゲットと言いますか、未達施設の完了年度や必要投資額とかBCP効果、そういったものをお示ししていただいてもよろしいですか。

浄水施設班長 上下水道施設耐震化計画に基づき、湯本浄水場の更新工事が完了し、今後は急所施設へ水道水を供給しております下郷浄水場の耐震化を進めてまいりたいと思います。長門市水道事業経営戦略に示す令和16年度の浄水施設耐震化率61.0パーセントを目標とした事業計画を作成するとともに、管路工事との事業費の調整を図りながら、浄水施設の耐震化率の向上に努めてまいりたいと思います。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、ご質

疑もないので、質疑を終わります。今一度、議案第 9 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 上下水道局長に 1 点ほどお尋ねします。決算審査意見書にも縷々、いろんなことが明記をされているんですけども、この審査意見書の経営分析をどのように受け止められて、いわゆる令和 8 年度、来年度の経営にどのように反映させていくようなお考えなのか、お尋ねいたします。

上下水道局長 審査意見書でも指摘のとおり、本市の水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少などにより給水人口、有収水量の減少する中、老朽化に伴う施設などの更新や耐震化に多額の費用が必要となるなど、依然として厳しい状況が続いていくことが想定されております。そのような中で、経営分析に対する私の感想ですが、有収率については 4 年ぶりに回復したことは上下水道職員の努力の賜物であり、評価しているところでございます。しかしながら、先ほども申し上げたように、厳しい経営状況が続く経営環境の中では、昨年度と同様に利益は出しているものの、回収率及び営業収益比率は 100 パーセントを下回る状況であり、大量の更新時期に起因する多額の建設改良費の財源を確保するなど、困難な課題が山積しております。そのため、長門市水道ビジョン及び経営戦略に基づき取り組みを進め、健全で持続可能な事業運営を行い、公共福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

ひさなが委員長 ほかに、今一度の部分でご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 9 号は、認定すべきものと決定しました。

ここで、暫時休憩したいと思います。再開を 10 時 50 分からにしたいと思います。

— 休憩 10:38 —

— 再開 10:47 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。最後に、議案第 10 号「令和 6 年度長門市下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 それでは、令和 6 年度下水道事業会計決算書により補足説明をさせていただきます。はじめに、収益的収入及び支出の状況につきまして、決算書 5 ページの損益計算書により説明いたします。この損益計算書は経営の状態を示すもので、下水道使用料など課税対象となる費目については、全て消費税抜きで計上しています。営業収益は、人口減少等の影響から年間有収水量が、前年度に比べ 5,977 立方メートル減少したため、下水道使用料も 81 万 2,090 円減少し、雨水やし尿処理に要した経費の負担金等と合わせ 5 億 1,191 万 8,264 円となりました。また、営業外収益は、基準内及び

基準外繰入金を一般会計負担金・補助金として繰り入れ、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費に充てる財源として長期前受金から収益化した戻入額等を合わせ 11 億 2,488 万 87 円となりました。一方、営業費用は、施設の維持管理、修繕、人件費等に要した費用や減価償却費等の費用化により 15 億 7,699 万 7,336 円となりました。また、営業外費用では、企業債支払利息等として 5,961 万 5,665 円を支出いたしました。その結果、収入額 16 億 3,679 万 8,351 円に対し、支出額 16 億 3,661 万 3,001 円で、経常利益は 18 万 5,350 円となり、これに特別利益 1 万 5,600 円を加え、特別損失 20 万 950 円を差し引き、収支 0 円となりました。次に、資本的収入及び支出の状況につきまして、決算書 23 ページから 24 ページの資本的収支明細書、消費税込みにより説明いたします。資本的収入は、資本的支出の財源として企業債・負担金及び分担金・国庫補助金・一般会計出資金により 3 億 7,920 万 7,225 円を受け入れました。一方、資本的支出は、建設改良費・企業債償還金として 9 億 1,099 万 8,043 円を支出いたしました。主な建設改良工事は、決算書 14 ページ、15 ページ記載の建設改良工事の概況のとおり、老朽管対策として東深川 1 号污水準幹線管渠施設改築更新工事等を合計 7 路線行ったほか、湯本幹線污水管布設替工事を行いました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5 億 3,179 万 818 円につきましては、3 ページ下段に記載しておりますとおり損益勘定留保資金等を取り崩して補填いたしました。

ひさなが委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

尾崎委員 下水道会計決算書 21 ページ、第 1 項「営業費用」、第 1 目「管渠費」、委託料の中には不明水調査業務が行われていますが、令和 6 年度の調査状況並びに調査結果について伺います。

下水道班長 令和 6 年度においては、公共下水道区域では、青海・大泊地区においてスクリーニング調査、農業集落排水区域では三隅地区、俵山地区、渋木地区において不明水調査を実施しております。青海・大泊地区につきましては、11 か所について不明水を確認し、令和 6 年度で補修を実施しております。三隅地区につきましては、17 路線 47 か所で不明水を確認し、令和 6 年度中に 25 か所の補修を実施しております。未補修箇所残り 22 か所については、令和 7 年度で実施予定としております。なお、俵山・渋木地区につきましては、顕著な不明水は確認できませんでした。

尾崎委員 関連してなんですけれども、不明水調査地の今後の予定はございますでしょうか、伺います。

下水道班長 不明水調査につきましては、晴天時と降雨時の各処理場の流入量、各管路にありますマンホールポンプ場の運転状況を確認することによりましてエリアの絞り込みを行います。その結果によりまして、調査のほうを計画して調査を行っていく予定にしております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

田村継委員 では、下水道のほうの決算のほうの、ページ数は 12 ページ。污水处理原

価が 205.38 円、1 立方メートルあたりで。使用料率の単価が 147.18 円で、経費回収率が 71.7 パーセント、令和 7 年度 4 月改定後、令和 8 年、令和 12 年、令和 16 年度で何パーセントまで改善されるご予定とお見込みがあるのか、お示しいただけますか。

管理課長 経営戦略上、物価高や動力費の高騰等に起因する污水处理費の増加と下水道使用料改定による使用料収入の増加を見込んで計算すると、令和 16 年度は 84.5 パーセントの見込みとなっております。下水道事業は独立採算を原則とすることから、本来は目標値として 100 パーセントを目指すことが望ましいことではございますが、達成するためには急激な使用料改定が必要となるなど、市民負担への影響が大きく、現実的な範囲を超えてしまうため、污水处理費の削減と適正な下水道使用料収入の確保に努めることで、維持管理費の経費回収率が 108.5 パーセントになることを目標としております。

岩藤委員 同じく 12 ページのところで質問をしたいと思います。下水の会計決算書 12 ページなんですけど、この下水決算書 12 ページの経費回収率が 71.66 パーセントになっておりますが、これまで令和 2 年からの推移が表示されている中で、75 パーセント程度の回収率で推移してきていますが、この令和 6 年度において 71.66 パーセントと下がっております。このことについて、担当課の認識をお伺いしたいと思います。

総務班長 物価高や令和 6 年度の年間污水处理水量が増えたことにより、動力費や薬品費などが増加したため、污水处理費が増加し、経費回収率が下がっていると認識しています。令和 7 年度以降も污水处理費が高止まりする傾向にありますが、令和 7 年 4 月に下水道使用料を見直したことにより、経費回収率の向上につながるのではないかと捉えています。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

田村継委員 あちこち行って申し訳ないんですが、決算書 3 ページ、資本的収支不足の 5.32 億円ですね、これを続けられることの継続リスクと、補填的財源の持続性、どれぐらい持つのかっていうお見込みがあればお教え願えますか。

管理課長補佐 資本的収支不足につきましては、減価償却費や資産減耗費など現金支出を伴わない支出から長期前受金などの現金収入を伴わない収入を差し引いた留保資金や消費税資本的収支調整額などを補填財源としております。委員ご指摘の資本的収支不足が続く継続リスクでございますが、下水道事業につきましては、資本的収支においても補填財源の不足が生じないよう、一般会計からの繰入金で調整して収入しております。このような状況ですので、今後におきましては、事業活動の継続が困難にならないよう、また一般会計の負担軽減を図れるよう経営健全化に努めていきます。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

田村継委員 上水道のほうでも伺わせてもらった老朽化対策、そうですね、下水道のほうはちょっとページ数とか特にないんですけれども、こういった管路更新とかポンプを増やす、そういったところで何をもって優先されているのか、どこら辺に重点的にやっていきたいのか、考えをお示しいただけますか。

下水道班長 老朽化対策につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用して事業を実施しているというところが一番大きくございます。その中で、ストックマネジメント計画を策定し、その計画に基づきまして計画的に実施しております。令和 2 年度から令和 6 年度の計画期間では、汚水幹線の改築工事に関しては、田屋 1 号・2 号、東深川 1 号・2 号幹線を中心に実施しております。また、処理場につきましては、東深川浄化センターの改築更新事業を継続して実施しております。老朽化対策の優先順位につきましては、管路施設はカメラ調査等の結果に基づきまして、異常の程度により緊急度の判定を行います。さらに、施設の重要度を考慮し、対象路線を決定し、改築更新事業を進めてまいります。処理場につきましても、施設内の機器等の点検、調査を行いまして、その結果にも基づいて老朽化状況を把握し、優先順位を決定しております。

尾崎委員 それでは、資本的収支明細書の支出の部、第 1 項「建設改良費」、第 1 目「公共下水道建設費」の工事請負費の決算額が 1 億 8,625 万 5,100 円となっておりますが、管渠施設改良更新工事をされていますが、その執行状況について及び当初予算の段階で実施予定だった改良工事の実施状況をお伺いします。

下水道班長 管渠施設改築更新工事につきましては、当初予算で 5 路線の改築更新工事を計画、実施しております。そのうち、2 路線につきましては年度内完了しておりますが、3 路線につきましては他工事との作業工程や通行規制を含む地元調整に不測の日数を要したことによりまして繰越工事としております。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんでしょうか。

田村継委員 上水道のほうで、尾崎委員がご質問されていらっしゃると思うんですが、料金の未納、未収率、それから下水道のほうは約 1,300 万円ぐらいあるんですかね。これをどのように回収していくのか、どのように圧縮していくのか、考えがあればお示しいただけますか。

サービス班長 下水道使用料について、徴収率は令和元年以降は現年分が 87 パーセント、過年度分が 68 パーセントから 80 パーセントで推移しており、全体では 85 から 86 パーセントの推移となっています。なお、令和 6 年度は、前年比で 1.78 ポイント上回っています。不能欠損の理由は、執行停止 3 年経過と時効満了、生活困窮によるもので、不能欠損の基となった執行停止の理由は、財産無しによるものとなっています。督促後の回収率について、督促前でおおむね 78 パーセント前後、督促後で約 5 ポイント増の 83 パーセント前後となります。過年度未収額の圧縮について、現年度分の納期内納付を促すことで、新たな滞納や未収金の繰越しが生じないように努めています。また、未収金の回収については、適時催告書等による納付勧奨や納付相談を行うことで、計画的な納付計画による確実な納付を求めていくこととなります。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。では、今一度、議案第 10 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、議案第 10 号に対する上下水道局長にお尋ねいたします。先ほどの水道事業の決算と同じような内容になるんですけれども、この決算審査意見書を踏まえ

て、令和 7 年 3 月策定の長門市下水道事業経営戦略に基づいて、この健全経営にどのように取り組んでいこうとしているお考えなのかをお尋ねいたしたいと思います。

上下水道局長 下水道事業については、毎年度、一般会計からの多額の繰入金等により補填されている状況であり、今後も人口減少等に伴う使用料収入の減少や施設設備の老朽化に伴う更新費用の増大など、課題が見込まれています。また、近年、燃料高騰により維持管理費用が増大し、回収率は 6 ポイント低下し、経営状況の悪化に拍車をかけている状態でございます。このような厳しい経営環境のため、令和 7 年度において、経営戦略に基づき下水道使用料の改定を実施したところであり、今後もストックマネジメント計画、最適化整備構想、機能保全計画に基づき最適な更新計画を進めるとともに、今年 3 月に改訂しました経営戦略に基づく経営目標については、その進捗を管理しながら着実な経営を行うように努めてまいりたいと思っております。また、多額の更新費用の財源確保のため、補助金や有利な起債などを活用するなど、引き続き経営の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

ひさなが委員長 ほかに、今一度の部分でご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 10 号は、認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで、文教厚生常任委員会を散会します。どなたもご苦労様でした。

— 散会 11:07 —